

指定計画相談支援又は障害児相談支援

重要事項説明書

(あおいケア相談支援事業所)

氏名 _____ 様

契約日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

本重要事項説明書は、あおいケア相談支援事業所の指定特定相談支援と指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者

名称	株式会社フロリア
所在地	岐阜県岐阜市須賀 2-2-27 メゾンスガ 103 号室
電話番号	058-201-0680
代表者氏名	松原 嘉幸

2 事業所の概要

事業所の種類	特定相談支援及び障害児相談支援
事業所の名称	あおいケア相談支援事業所
指定番号	特定相談支援：2130103803 障害児相談支援：2170100859
事業所の所在地	岐阜県岐阜市須賀 2-2-27 メゾンスガ 103 号室
電話番号	058-213-3311
FAX 番号	058-201-0681
管理者氏名	(職名) 相談支援専門員 松原嘉幸 (専任・兼任)
事業所の運営方針について	<p>① 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「指定特定相談支援事業等」という。）の提供に当たっては、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から 総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。</p> <p>② 指定特定相談支援事業等の運営に当たっては、市町村・障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めます。</p> <p>③ 指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が 特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p>
開設年月	令和5年10月1日

3 事業実施地域

通常の事業の実施地域は、岐阜市、瑞穂市、本巣市、本巣郡北方町、大垣市、羽島市、各務原市、羽島郡全域、安八郡全域、一宮市の北方町、木曽川町
 ※事業実施地域以外にお住まいの方でもご利用いただけます。

4 営業時間

サービス提供日	月曜から金曜日（国民の祝日を除く）
サービス提供時間	9時から18時

5 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数
管理者	常勤 1 名
相談支援専門員	1 名以上

6 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	事業所で働く職員（相談支援専門員・従業者）に対して指導・助言・業務担当の振り分けなどをおこないます。
相談支援専門員	相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を行います。

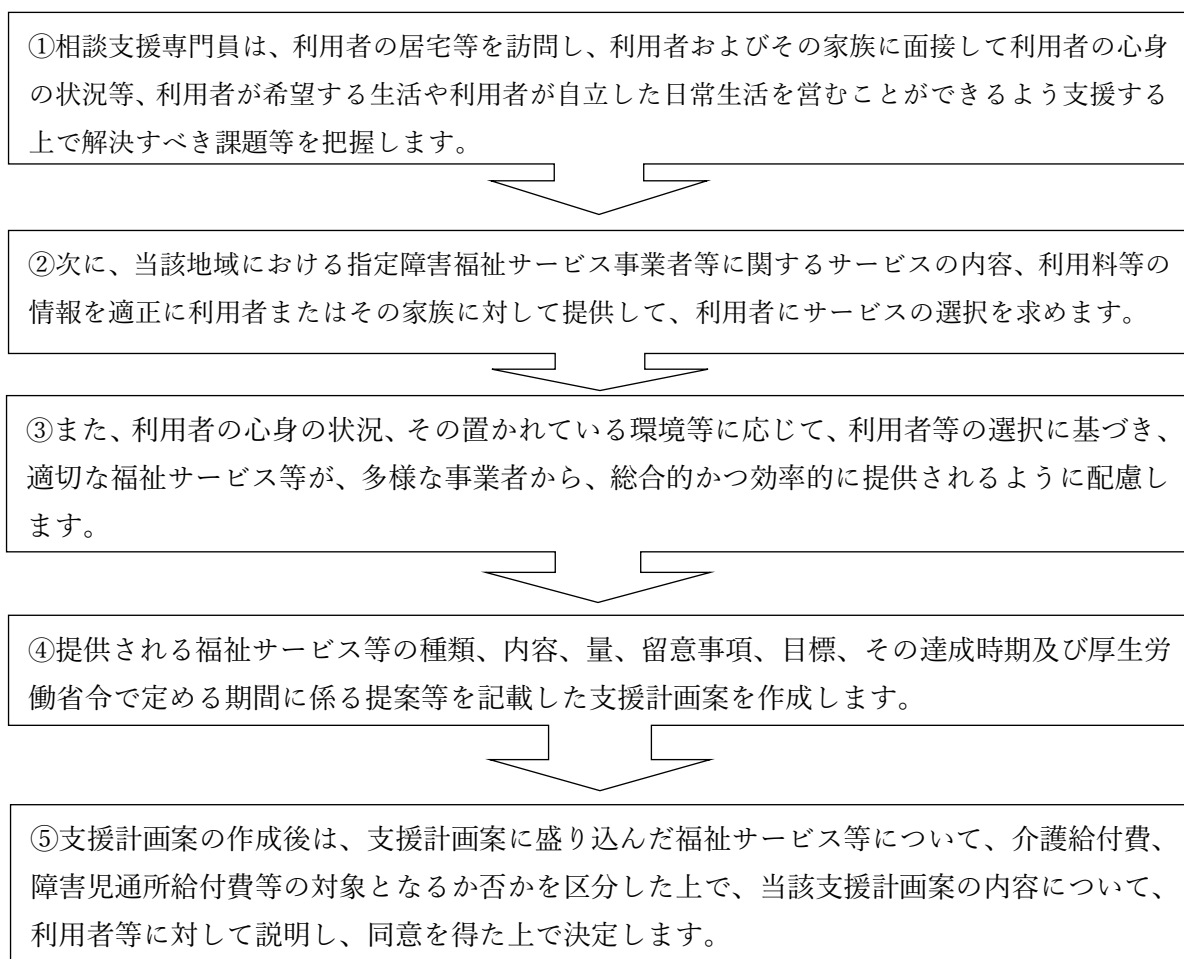
7 当事業所が提供するサービスと利用料

(1) サービス内容

① 支援計画の作成

ご利用者の居宅等を訪問して、ご利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、支援計画を作成します。

<支援計画の作成の流れ>



⑥支援計画案により市町村の給付決定が行われた後に指定障害福祉サービス事業者等、その他の者と連絡調整を行うとともに、支援計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議を開催し当該支援計画案の内容について説明を行うとともに、各担当者から専門的な見地からの意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員は支援計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②支援計画作成後の便宜の供与

- ・ 支援計画作成後、支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて支援計画の変更、「福祉サービス等」事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等事業者との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③支援計画の変更

- ・ 利用者等が支援計画の変更を希望した場合、または事業所が支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、支援計画を変更するとともに、そのための申請について支援します。

④入所施設等への紹介

- ・ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、入所施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

(2) 利用料金

指定相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合は利用者の自己負担はありません。

8 サービスの利用に関する留意事項

- ・ サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、あらかじめ利用者等に説明するとともに、利用者にサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

9 利用者等の記録や情報の管理、開示について

- ・ 事業所では、関係法令に基づいて、利用者等の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者等の負担となります。）保存期間は、指定特定相談支援サービス等の提供を終了した日から5年間です。

* 当事業所における記録内容は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) 支援計画案及び支援計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故の際の処置についての記録

1 0 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険

1 1 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情やご相談は次の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [職 名] 管理者 [氏 名] 松原嘉幸
- 受付時間 平日 午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
- 苦情解決責任者 [職 名] 管理者 [氏 名] 松原嘉幸

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。障害児等は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連絡先
岐阜県社会福祉協議会 (岐阜県運営適正化委員会)	所在地：岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6 階 電話番号：058-278-5136 FAX：058-278-5137 受付時間 平日（月～金）9:00～17:00 （土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

岐阜市障がい福祉課	所在地：岐阜市今沢町 18 番地 岐阜市役所本庁舎 1 階 電話番号 058-265-4141 FAX 番号 058-265-7613 受付時間 平日（月～金）8:45～17:30 （土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
-----------	---

お住まいの市町村役場障がい福祉担当課

1 2 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の防止に関する責任者を専任します。

虐待防止責任者名	松原 嘉幸
----------	-------

当事業所は、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者名 株式会社フロリア
事業所名 あおいケア相談支援事業所

説明者 松原 嘉幸

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、指定特定相談支援事業等の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(署名)

氏名

署名代理人